

アフターサービス

マイページ
mypage.manulife.co.jp

- 解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更、振替口座変更など、各種手続き
- 契約者貸付のご利用
- 控除証明書の電子データのダウンロード 等



コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00 ~ 17:00
(土日祝・12/31~1/3は除く)

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

契約者が法人となる場合は、次の資料をあわせてご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項

- この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他の取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申込み状況」により、取扱金融機関でお申込みいただけない場合があります。

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニュライフ生命の担当者・募集代理店(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

 Manulife
マニュライフ生命

無配当終身保険II型
(低解約返戻金特則付)

2025年4月版

こだわり終身保険v2

低解約返戻金型

重要事項のお知らせ (契約概要／注意喚起情報)

契約前に十分にお読みください

「重要事項のお知らせ」は、お申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」の書面に分類のうえ記載しています。
契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり／約款**」に記載していますのでご確認ください。

INDEX	
1 この保険の特徴としくみ	P.2
2 保険金のお支払いと免責事由	P.4
3 保険料の払込免除	P.5
4 付加できる特約	P.7
5 お取扱内容	P.9
6 解約返戻金	P.10
7 配当金	P.10
8 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.10

① この保険の特徴としくみ

○ 保険商品の名称

- 正式名称：無配当終身保険Ⅱ型（低解約返戻金特則付）
- ペットネーム：こだわり終身保険V2（低解約返戻金型）

○ 特徴

■ 一生涯の保障

被保険者が死亡または高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

■ 保険料の低廉化

- 「低解約返戻金特則」により、保険料払込期間（低解約返戻金期間）中の解約返戻金の水準を低く抑え、これを保険料の計算に反映しています。
- マニュライフ生命所定の基準を満たしたノンスモーカー（非喫煙者）の方には非喫煙者保険料率が適用されるため、標準保険料率と比べて保険料が割安となります。

■ 保険料払込期間

● 短期払*

*一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の長いご契約に比べて短いご契約の方が、払込保険料の合計額は多くなる場合があります。

● 終身払

■ 保険料の払込免除

- 所定の身体障害状態になったとき
- 特定疾病で所定の状態になったとき*

*「特定疾病保険料払込免除特則」を「あり」とした場合

■ 保険料の払い込みが困難になったときの制度

- 自動振替貸付
- 払済保険への変更

■ 契約者貸付制度

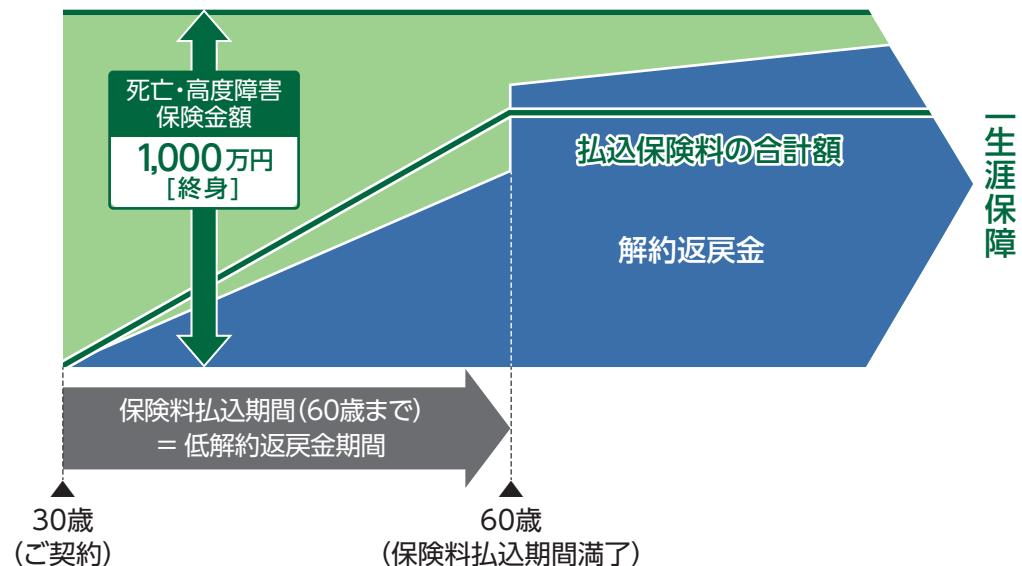
保険を有効に継続しながら解約返戻金の9割の範囲内で貸付を受けることができます。

※低解約返戻金期間中は、法人から個人への契約者変更ができません。

次のページへ続く ➔

○ しくみ図

- [例] ● 被保険者：30歳・男性 ● 保険料払込期間：60歳満了
● 保険料払込方法：口振扱月払 ● 死亡・高度障害保険金額：1,000万円
● 特定疾病保険料払込免除特則：あり ● 保険期間：終身 ● 特約：なし
● 月払保険料：標準保険料率／22,410円、非喫煙者保険料率／21,090円



○ 非喫煙者保険料率について

「非喫煙者」の方には、非喫煙者用の保険料率を適用できます。

- この保険の保険料は、標準保険料率または非喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。
- 過去1年以内に喫煙をしていないことなど、マニュライフ生命所定の基準を満たした「非喫煙者」の方が被保険者となる場合、非喫煙者用の保険料率で保険料を計算します。
- 非喫煙者保険料率を適用する場合、契約者または被保険者から過去1年間の喫煙状況などに関する告知をいただくことに加え、マニュライフ生命所定の検査を被保険者の方に実施させていただきます。



検査の結果によっては、非喫煙者保険料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり」の「特長としくみ」をご覧ください。

2 保険金のお支払いと免責事由

- 被保険者が次のお支払事由に該当された場合、以下の保険金をお支払いします。

名称	お支払事由	受取人	免責事由
死亡保険金	責任開始期以後に死亡されたとき	死亡保険金受取人	① 責任開始日(復活日)から3年以内の自殺 ② 契約者または死亡保険金受取人の故意 ③ 戦争その他の変乱
高度障害保険金	責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として高度障害状態に該当されたとき	被保険者*	① 契約者または被保険者の故意 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 戦争その他の変乱

*契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人の場合には、高度障害保険金の受取人は契約者とします。

- お支払事由に該当し、保険金などをお支払いした場合、ご契約は消滅します。

→ 参照 「高度障害状態」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

3 保険料の払込免除

被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。

A 不慮の事故により身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由
不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態に該当されたとき
→参照 「不慮の事故」「身体障害の状態」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

B 特定疾病で所定の状態になったとき 特則で保障

- ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を「あり」とした場合に保障します。
- この特則によって、保険料の払込免除になった場合は、その払込免除事由の発生時に一時に保険料の払い込みがあったものとしてお取り扱いします*。

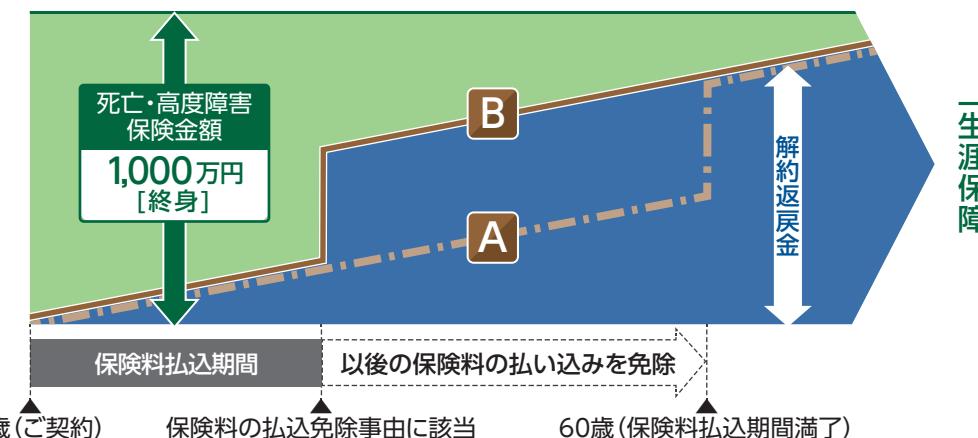
*以後の解約返戻金は、低解約返戻金割合を用いて計算されます。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物 (ガン)	<p>ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>*「ガン責任開始日」とは、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目をいいます。</p> <p>!</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。この場合、ガンと診断確定されてからその日を含めて6か月以内に契約者からお申し出があったときは、特定疾病保険料払込免除特則は無効となります。 ● 「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」は保険料の払込免除の対象となりません。
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

○ 前ページ A と B の解約返戻金額の比較

- [例] ● 被保険者：30歳・男性 ● 保険料払込期間：60歳満了
 ● 保険料払込方法：口振扱月払 ● 死亡・高度障害保険金額：1,000万円
 ● 特定疾病保険料払込免除特則：あり ● 保険期間：終身 ● 特約：なし
 ● 保険料率：非喫煙者保険料率 ● 月払保険料：21,090円

[イメージ図]



[比較表]

経過年数	被保険者満年齢	A 不慮の事故により身体障害状態になったときの解約返戻金額	B 特定疾病で所定の状態になったときの解約返戻金額
5年	35歳	788,000円	6,942,000円
15年	45歳	2,731,000円	7,453,000円
25年	55歳	4,726,000円	7,987,000円

- 各経過年数時においてそれぞれの払込免除事由に該当した場合における解約返戻金額を表示しています。
- 上表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものとして算出しています。

4 付加できる特約

○ リビング・ニーズ特約

法人契約には付加できません

- 被保険者が余命6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いします。ご請求額はご契約の保険金額の範囲内、かつ被保険者お一人について3,000万円(マニュライフ生命の他の保険契約と通算)以内となります。



死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はそのご請求日にさかのぼって消滅します。また一部を特約保険金としてお支払いしたときは、死亡保険金額は減額されたものとみなします。

○ 指定代理請求特約

法人契約には付加できません

- 被保険者が受取人となる保険金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わってご請求いただけます。

○ 無配当新災害割増特約

中途付加できません

- 被保険者が特約の保険期間*中に次のお支払事由に該当されたときに保険金をお支払いします。

*主契約の保険料払込期間と同じです。主契約が終身払のときは90歳とします。

保険金	お支払事由	受取人
災害死亡 保険金	不慮の事故を直接の原因としてその事故の日を含めて180日以内に死亡されたとき、または感染症により死亡されたとき	主契約の 死亡保険金受取人
災害高度障害 保険金	不慮の事故を直接の原因としてその事故の日を含めて180日以内に高度障害状態に該当されたとき、または感染症により高度障害状態に該当されたとき	主契約の 高度障害保険金受取人



特定疾病保険料払込免除特則を適用する場合、無配当新災害割増特約を付加することはできません。

▶ 参照 「不慮の事故」「高度障害状態」について、くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

○ 無配当年金特約

- 保険金を確定年金でお支払いします。
- 無配当新災害割増特約の保険金も対象となります。

- 年金額が10万円未満の場合はお取り扱いできません。

- 保険金の一部を一時金で受け取ることはできません。

- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)によって計算されます。

○ 無配当年金支払移行特約

法人契約には付加できません

- 保険料払込期間満了後に、生涯にわたる死亡保障の全部または一部にかえて、主契約の責任準備金などを確定年金でお支払いします。

- 年金額が20万円未満の場合はお取り扱いできません。

- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率など(予定利率など)によって計算されます。

5 お取扱内容

○ 保険金額など

種類	最低 保険金額	最高 保険金額*	保険金額 単位	最低保険料 (特約保険料含む)
無配当終身保険II型 (主契約)	200万円	7億円	10万円	月払…… 3,000円 半年払 …17,000円 年払……35,000円
無配当 新災害割増特約	100万円	主契約の死亡保険金の1.0倍、 または1億円のうち低い金額		

*マニュライフ生命の他の保険契約と通算します。また、告知(診査)の内容または被保険者ご契約年齢・ご職業などにより、契約をお引き受けできなかったり、保険金額を制限させていただく場合があります。

○ 保険料払込期間・契約年齢範囲

主 契 約

保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特則 なし		特定疾病保険料払込免除特則 あり		
	非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率	
短期払	20年	20~70歳	0~70歳	20~50歳	16~50歳
	30年	20~60歳	0~60歳	20~40歳	16~40歳
	35・40・45・ 50・55・60・ 65・70歳満了	20歳~ 保険料払込 満了時年齢 -10歳	0歳~ 保険料払込 満了時年齢 -10歳	20歳~ 保険料払込 満了時年齢 -10歳	16歳~ 保険料払込 満了時年齢 -10歳
	80・90歳 満了	20歳~ 保険料払込 満了時年齢 -10歳	0歳~ 保険料払込 満了時年齢 -10歳	取り扱いなし	
終身払	終身	20~90歳	0~90歳	20~70歳	16~70歳

無配当新災害割増特約

保険料払込期間	特定疾病保険料払込免除特則 なし		特定疾病保険料払込免除特則 あり	
	非喫煙者保険料率	標準保険料率	非喫煙者保険料率	標準保険料率
主契約の 保険料払込期間と同じ*	20~80歳	4~80歳	取り扱いなし	

*主契約が終身払のときは90歳とします。

○ 保険期間・保険料払込方法

- 保険期間 : 終身
- 保険料払込方法(回数) : 月払・半年払・年払
- 保険料払込方法(経路)*¹ : クレジットカード扱(月払)*²、口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払)、団体扱(月払)

*1 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っておりません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニュライフ生命が団体扱契約を締結する必要があります。

*2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。

6 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は、**保険料を払い込んだ年月数により計算される金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じて得られる金額**となります。
※特別条件が付されている場合の特別保険料に対する解約返戻金も同様に計算します。
※特定疾病保険料払込免除特則の保険料の払込免除事由に該当した場合には、それ以後の解約返戻金額の計算に上記の低解約返戻金割合(70%)を乗じません。
- 無配当終身保険II型に付加できる特約および特定疾病保険料払込免除特則には解約返戻金はありません。
- 保険料払込方法(回数)にかかわらず、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約または特約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

7 配当金

- この保険に配当金はありません。

8 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

→参照 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口、指定紛争解決機関については
P.19「13.各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口」をご覧ください。

□ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

INDEX

	ページ
1 クーリング・オフ制度	P.12
2 非喫煙者用の保険料率	P.13
3 健康状態などの告知	P.13
4 保障の開始(責任開始期)	P.14
5 保険金をお支払いできない場合	P.15
6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活	P.15
7 解約返戻金	P.15
8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い	P.16
9 新たなご契約へ乗り換える場合	P.16
10 保険金のお支払いに関するお手続き等	P.17
11 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.18
12 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客様へ	P.18
13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口	P.19

1 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込日または第1回保険料相当額の払込日^{*}のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
*クレジットカードによるお払込みの場合は、マニュライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日とします。
- マニュライフ生命が指定する医師による診査の後や、ご契約者が法人の場合などは、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニュライフ生命の本社宛てに書面^{*2}によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]^{*3}
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

*2 お客様の個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。口座名義人名はカタカナでご記入ください。

記入例

マニュライフ生命保険株式会社 御中
私は契約の申込みの撤回を行います。
契約者 ○○○○
申込番号 XXXXXXXXXXXX(11桁)
返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△△△ 口座名義人 ○○○○
申出日 △年△月△日
住所 東京都○○区○○町△一△一△
氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー
マニュライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。



クーリング・オフは、**マニュライフ生命ホームページ**(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

2 非喫煙者用の保険料率

→参照 くわしくはP.2「1.この保険の特徴としくみ」をご覧ください。

3 健康状態などの告知

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業、喫煙歴など「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」でマニュライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権はマニュライフ生命(会社所定の「告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)」)およびマニュライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
- 傷病歴などがある場合でも、その内容によっては特別な条件をつけてお引受けことがあります。
- マニュライフ生命の担当職員またはマニュライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

告知義務違反によるご契約の解除・取消について

- 告知していただくことからは、告知書(情報端末のお手続き画面を含みます。)に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)からその日を含めて2年以内であれば、マニュライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の締結の際は、一般的の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴などがある場合、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかつたために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取消となる場合があります。



4 保障の開始(責任開始期)

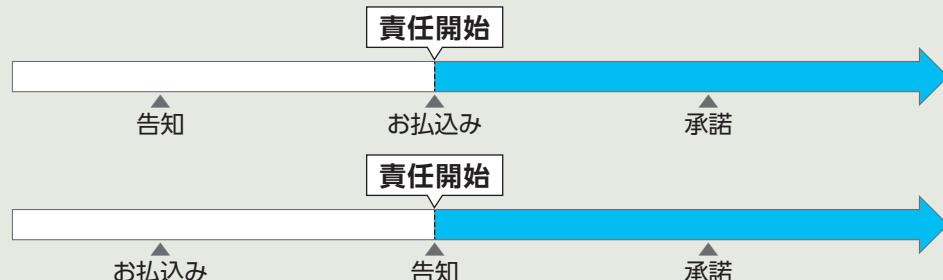
保障の責任は、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します。

- お申込みいただいたご契約をマニュライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時*(責任開始期)から、マニュライフ生命はご契約上の責任を開始します。ただし、特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合におけるガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目からとなります。

*クレジットカードによるお払込みの場合は、マニュライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知の時)とします。

責任開始の例

- マニュライフ生命的の承諾前にお払込みがあった場合



- マニュライフ生命的の承諾後にお払込みがあった場合



- 生命保険募集人は、お客様とマニュライフ生命的保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできなことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- 保険金の免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、受取人などの故意による支払事由該当など
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど
- 保険料のお払込みがなく、または貸付金のご返済がなくご契約が失効した場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取消となった場合
- 保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効、復活

保険料のお払込みがないと、ご契約が失効することがあります。

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払みください。なお、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、マニュライフ生命が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
- いったん失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

7 解約返戻金

→ 参照 くわしくはP.10「6. 解約返戻金」をご覧ください。

8 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取扱い

低解約返戻金特則を適用したご契約の場合、ご契約が消滅したときなどに、保険料の未経過分の払戻しはありません。

- 低解約返戻金特則を適用したご契約の場合、払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、ご契約が消滅したとき(保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません。)、または保険料のお払込みが免除されたときなどに、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。
- 低解約返戻金特則を適用していないご契約で、保険料の払込方法が年払契約または半年払契約の場合、解約または解除されたときなどには、その時期により保険料の未経過分をご契約者にお支払いする場合があります。**(保険料の払込方法が月払のご契約の場合、保険金をお支払いした場合、または保険料のお払込みが免除された場合については、当該未経過分のお支払いはありません。)**

9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行なった場合、不利益となる事項があります。

- **現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
 - 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失うことがあります。
 - 新たなご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病の場合などには、保険金が支払われないことがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。

10 保険金のお支払いに関するお手続き等

□ お支払いに関するお手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、保険金のお支払いを行なう必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにマニュライフ生命センターにご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり／約款」、マニュライフ生命ホームページに記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- マニュライフ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、マニュライフ生命センターに必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはマニュライフ生命センターにご連絡ください。

□ 保険金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

11 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- マニュライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります**が、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12 預金等受入金融機関を募集代理店としてこの商品にご加入されるお客様へ

- この商品は生命保険であり預金などではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- この商品のご契約のお申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 預金等受入金融機関がこの商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめご契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、預金等受入金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

13 各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

□ マニュライフ生命へのお問合せ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニュライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

□ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

お客さまの個人情報の お取扱い

マニュライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニュライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」に もとづく取引時確認

マニュライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

→ 参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニュライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関するお願いをご覧ください。